

令和7年度事業実施計画

I 重点事項

1 診療報酬等における審査業務の充実・強化等に向けた取組

(1) 審査業務の充実・強化と審査担当職員の資質向上

本会事業の要である診療報酬等の審査を行う診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査委員が医学的審査に専念できるよう、審査担当職員で審査を完結する「審査事務付託項目」の更なる拡充など、より効率的かつ効果的な審査の実施に向けて引き続き取り組む。

また、審査担当職員のスキル向上を図るため、適正な事務処理及び専門的な知識の習得を目的とした研修等を行うとともに、中長期的な視点に立って若手・中堅職員を中心とした審査担当職員の育成・確保の具体的な方策を引き続き検討・実施する。

(2) 再審査の効率的な処理

再審査（二次審査）における保険者申出分の申請件数が引き続き増加傾向であることに伴い、審査委員の業務負担が懸念されることから、その負担を軽減するための方策について検討し、実現可能な対応を順次実施する。

また、従来から実施している保険者のレセプト点検員に対する研修会の実施やWeb・電話等で指導・助言する取組などを通じて、保険者に原審事例等を幅広く周知し、効率的な再審査申出につながるよう引き続き努める。

(3) 保険者間調整の適正な処理

保険者や被保険者の負担軽減を図るために導入された「保険者間調整」による振替や分割するレセプトについて、引き続き適正に処理する。

そのため、包括的合意による保険者間調整、療養費代理受領方式による保険者間調整がともに円滑に実施されるよう、国保総合システム及び療養費代理受領申出管理ツールの操作方法や、保険者間調整の手引き・QA等の参考資料を提供・周知するなど、引き続き保険者支援に取り組む。

(4) あはき療養費業務の充実・強化

はり灸・あん摩・マッサージ師の施術療養費については、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養

費の支給について」の一部改正等により令和6年10月1日から取扱いが変更され、往療料についてはやむを得ない理由等が突発的に発生した場合に限り算定できることとされ、定期的ないし計画的に行う場合には新設された訪問施術料として算定することとなった。併せて療養費支給申請書の様式が変更され、日にち毎の施術した場所が把握できなくなったため、申請内容を正確に審査できないことが課題となり、神奈川県（以下「県」という。）と保険者等で協議した結果に基づき対応しているが、引き続き、審査委員とも情報共有を図りながら適正な審査に向けて取り組んでいく。

（５） 柔道整復施術療養費の適正な請求に向けた取組

柔道整復施術療養費の適正な請求に向けた取組として、令和6年度には施術機関に対する注意喚起の対象項目を5項目（多部位・長期・頻回・部位転がし・画一的）に拡充したが、令和7年度はさらに1項目（往療）を追加するなど、不正・不当な請求を防止するための対策を強化していく。

また、不正等が疑われる施術機関に改善を求めても、改善が見られない場合には、柔道整復施術療養費審査委員会で検討したうえで、県と連携を図りながら適正な請求につながるよう面接確認を実施する。

（６） 療養費の支給適正化のための保険者等への支援の取組

療養費の二次点検及び患者調査については、支給の適正化を図る観点から、県や保険者等と協議しながら、二次点検後の保険者等における確認作業、過誤処理及び患者調査後の患者照会が確実に実施できる環境整備の支援に引き続き努める。

2 「審査支払機能に関する改革工程表」等に基づく取組

令和3年3月に厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が策定・公表した「審査支払機能に関する改革工程表」における「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」及び「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」に基づき、次のとおり取り組む。

（１） 「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」に基づく対応

ア 審査基準の統一化については、厚生労働省や国保中央会等による協議の動向を注視しながら、審査委員会と必要な情報を共有するなど、統一化に向けた取組を確実に実施する。

イ 支払基金とのコンピューターチェックの整合性の実現に向けて、審査支払システムの支払基金との共同開発・共同利用（以下「共同化システム」という。）が進められる中で更なる精緻化の検討が行われることから、引き続き国や国保中央会等の動向を注視する。

ウ コンピューターチェックの整合性確保に伴い、令和7年度から医科・調剤レセプト突合点検の条件を支払基金と合わせることから、処理件数の大幅な増加が見込まれるため、審査委員会と連携を図りながら、効率的な事務処理の方策を検討する。

エ 支払基金と国保連合会の審査委員の併任に向けた対応については、令和7年6月に行われる審査委員の委嘱替えに向けて、支払基金と必要な調整・検討を行う。

(2) 「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」に基づく対応

ア 「共同化システム」への対応については、厚生労働省、デジタル庁、支払基金、国保中央会等で構成される「審査支払システム共同開発作業班」において、具体的な方針の取りまとめを行うこととされている。

そのため、本会は令和13年1月（予定）の「共同化システム」の利用開始に向けて国保総合システムにおける画面審査システムの操作性やデータベースシステムの性能の検証などに加え、支払基金との開発費用の按分の考え方等に係る検討状況についても注視し、本会の事業運営に与える影響を逐次確認するとともに、保険者等に対して必要な情報を提供、共有する。

イ 在宅審査の導入については、審査領域に関する支払基金との共同開発の方針が固まり次第、具体的な対応を検討することになるため、当面は国レベルでの議論・協議の状況を見守る。

3 「医療DXの推進に関する工程表」等に基づく対応

国が推進する医療DXの実現に向けて「医療DXの推進に関する工程表」に基づいた「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化及び標準型電子カルテの開発」、「診療報酬改定DX」という3つの柱を中心に取組が進められている。

(1) 介護情報基盤構築に向けた取組

国が推進する「全国医療情報プラットフォームの創設」における構成基盤のひとつとして、資格情報及び給付情報等を電子化することにより、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が同一の情報を閲覧・共有する仕組みを構築する「介護情報基盤」の開発に向けて、国保中央会が開発業者の調達など、準備作業を進めており、本会においても、「介護情報基盤」の開発状況や国保連合会が対応する具体的な保険者支援の検討状況などについて、国保中央会と連携を図り情報収集に努めるとともに、適宜介護保険者に対して必要な情報を提供する。

(2) 地単公費の全国現物給付化への対応

「診療報酬改定DX」の推進に向けた取組として、地単公費の全国現物給付化に伴う国保総合システムの改修が令和6年度中に予

定されているが、国の制度設計について明らかでない部分もあるため、国や国保中央会の動向に注視し必要な情報の収集に努めるとともに、令和7年度以降の地単公費の全国現物給付化に向けて県内市町村の意向を把握しながら、県・関係機関等と連携し、対応方針を検討する。

また、全国現物給付化による業務への影響を調査したうえで、外付けシステムの改修など、必要な対策を講じる。

(3) 予防接種事務のデジタル化への対応

令和4年12月に成立した改正予防接種法において、市町村が国保連合会に対して新たに予防接種事務を委託することができるとされた。

現在、国保中央会において当該事務に必要な予防接種関連システム群の開発を進めており、令和8年4月の稼働を予定している。

本会は、国保中央会や県、市町村などの関係者と必要な情報を適宜共有、連携を図り、システムの導入から運用まで円滑に行えるよう、事務処理体制の整備を含めた準備を遺漏なく進める。

4 国保中央会が開発した全国標準システムの更改作業

令和7年度に予定されている国保中央会が開発した全国標準システムの更改作業について、次のとおり実施する。

(1) 「後期請求支払システム」の更改作業

クラウド化を伴う「後期請求支払システム」の更改は、アプリケーションの変更を伴わないクラウドリフトへの移行に加え、国保総合システムと統合され、それに伴い、外付けシステムの構成や連携方法等を見直すことになるため、外付けシステムへの影響等を分析し、最適なシステム構成や他システムとの連携等を踏まえた基本設計・要件定義の策定、また円滑な移行・切替作業に向けた計画書の作成・運用テストなどの対応を行う。

(2) 「基幹系セキュリティ対策システム」の更改作業

「基幹系セキュリティ対策システム」の更改は、データ集配信システムとの統合によるオンプレミスでの更改となるため、国保中央会の一括調達への参加など、より安価に機器等が調達できるよう取り組むとともに、円滑な移行・切替作業に向けた準備を行う。

(3) 「介護保険・障害者総合支援関連システム」の更改作業

介護保険・障害者総合支援関連システムは、令和7年5月にクラウドリフトを伴う更改が予定されており、データ移行等の更改作業を遅滞なく進めるとともに、更改後の安定稼働に向けて、適宜バージョンアップなどの必要な作業を本会内の介護保険担当課と障害者総合支援担当課との間で必要な情報を共有、連携を密にし、当該作業を効率的かつ速やかに行う。

(4) 「特定健診等データ管理システム」の更改作業

令和7年度末に実施されるクラウド化を伴う「特定健診等データ管理システム」の更改作業について、保険者等を含む各拠点の端末・プリンタの機器更改もあわせて行うことから、国保中央会から提供される情報を保険者等と共有するとともに、保険者等が行う各種サービスに支障が生じることがないように、準備作業を進める。

5 国保制度の安定的・効率的な運営に向けた支援の取組

(1) 国保保険料（税）収納率向上に向けた取組

国保保険料（税）収納率の向上に向けた取組の推進策として、県内全体の収納率の底上げと各市町村における収納率目標達成のため、県と連携・共同し、市町村の意見やニーズを踏まえながら、研修会の実施や徴収アドバイザーの派遣などを通じて、市町村を支援する。

(2) 国保被保険者証の廃止に伴う業務支援

令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、新たに被保険者に発行する「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の作成について、これまで共同処理として受託していた被保険者証作成業務に代わる業務として、本会が受託・作成する場合の課題等を整理するとともに、保険者のニーズも確認したうえで、必要な支援を行う。

(3) 市町村が行うシステムの標準化に対する支援

令和3年に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度末までに標準準拠システムに移行する市町村の取組を支援するため、県と必要な情報を共有し、市町村の進捗状況を把握するとともに、本会が運用・管理する国保総合システムや国保情報集約システムとの連携テストなど、移行作業に必要な支援を遺漏なく行う。

6 高齢者医療に係る各受託業務の円滑な実施

(1) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定稼働に向けた取組

令和7年3月に行われる後期高齢者医療広域連合電算処理システムのクラウドリフトを伴うシステム更改後の一定期間（概ね半年間）において、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び市町村が行う業務が継ぎ目なく円滑に行われるよう、不具合発生時の対応や緊急時のバージョンアップ対応など、支援体制を強化するとともに、その後も当該システムの安定稼働に向けた支援を継続して行う。

(2) 後期高齢者の被保険者証廃止に伴う業務支援

国保と同様に、被保険者証の廃止に伴い、令和7年8月に発生する被保険者資格の一斉更新事務への対応において、マイナ保険証利用登録者への「資格情報のお知らせ」及び未登録者に対する「資格確認書」の発行に向けて、必要に応じて広域連合の意向に沿ったカスタマイズ開発を行うなど、システム運用面での対応を中心に広域連合及び市町村の業務に対して支援を行う。

(3) 給付関連入力処理業務などの事務改善に向けた取組

後期高齢者の増加に伴い、処理件数が大きく増加している給付関連入力処理業務については、引き続き円滑な事務処理に努めていくとともに、被保険者の利便性の向上や、さらなる業務の効率化を推進するため、療養費（償還払い）を支給するまでの期間を短縮化するための事務処理の見直しについて、広域連合と協議を進め、早急に結論を得るよう取り組む。

(4) 新たな業務受託に向けた取組

マイナ保険証の普及率や令和8年度に実施する被保険者資格の年次更新に伴う資格過誤点検に係る業務量への影響を考慮したうえで、広域連合や市町村のニーズをあらためて把握し、分室におけるスペースや既存のITインフラを最大限に活用するための新たな業務受託について、検討を進める。

7 介護保険制度に係る業務支援等の取組

(1) 介護給付適正化事業への支援

介護給付費の適正化に向けた取組として、引き続き「介護と医療の突合点検」及び「縦覧点検」について、過誤対象の判定結果を保険者等へ報告するとともに、介護保険者の事務負担を軽減するため、本会が過誤申立情報の代行入力及び登録を行う。

また、ケアプランの分析や給付実績情報の活用方法などへの助言を目的とした巡回支援についても引き続き実施する。

(2) 介護保険者等支援システムの導入に向けた取組

現在、本会における各種台帳は、「介護保険台帳管理支援システム（パッケージ対応による独自システム）」において整備・管理しているが、国保中央会では、同機能の一部（参照・印刷機能）を備えた「介護保険者等支援システム」を全国標準システムとして開発し、令和5年度からリリースしている。

また、令和7年度以降には、当該システムにおける機能追加（更新・修正機能）が予定されており、その機能が実装された段階で県や介護保険者の運用面及び費用対効果等を十分考慮したうえで、当該システムへの切替の必要性やその時期などについて検討を進める。

8 障害者総合支援に係る各システムの安定運用等に向けた取組

(1) 本県の独自システムである「かながわ自立支援給付費等支払システム」の安定運用に向けた取組

令和5年5月に稼働した「かながわ自立支援給付費等支払システム」で行う各種業務の安定した運用に向けて、開発元である委託電算会社の協力のもと、引き続き、当該システムに係る各市町村からの要望事項を把握するため、令和6年8月に新設した「かながわ自立支援給付費等支払システム委員会」における協議などを通じて、県・市町村と十分な情報共有・連携を図りながら取り組むとともに、必要な機能の改修等を行う。

また、同システムに係るオンプレミス機器の保守が令和9年3月に期限を迎えるため、機器更改に必要となる経費を踏まえ、各市町村が負担する額を提示するとともに、保守期限の延長の適否についても、あわせて県・市町村と協議していく。

(2) 全国標準システムである「障害者総合支援給付審査支払等システム」で行う審査機能の拡充・強化

「障害者総合支援給付審査支払等システム」における審査チェック機能の拡充及び二次審査の強化等に向けた取組を推進するため、国保中央会が主催する「障害者総合支援法等審査事務研究会・ワーキング」へ本会の担当係長が引き続き委員として参画し、審査支払事務のより効果的・効率的な実施に向けた対応策についての意見交換や情報収集を行うとともに、県・市町村と必要な情報を適宜共有する。

9 医療費適正化の推進等、保険者支援の充実・強化の取組

(1) 第三者行為求償事務の充実・強化

交通事故を中心とした第三者行為求償事務について、損害賠償金に係る収納額の増加と早期収納に引き続き取り組む。

加えて、第三者行為の発見、傷病届等の関係書類の提出に結び付くよう、保険者等に対する「交通事故対象レセプト調査一覧」「傷病原因調査票」の提供や被保険者への啓発を促す広報活動を通じた支援を行う。

また、求償事務に携わる保険者等の職員及び本会職員の専門的な知識の向上と、より効果的かつ迅速な求償事務が実施できるよう、専門家を講師とした研修会や巡回相談を行い、本県における求償事務処理体制の強化・支援に努める。

法改正により、広域的な対応が必要となった案件等を都道府県が市町村から委託を受けて求償する場合の取扱いについて、本会としても県と調整しながら必要な対応や役割について検討を進める。

(2) データヘルス計画等に基づく取組への支援

保険者等が実施する第三期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）に基づく取組や、個別に実施される保健事業に対して、円滑な事業の推進と保険者努力支援制度のポイント獲得に寄与するため、有識者で構成される「保健事業支援・評価委員会」（以下「評価委員会」という。）に加え、委員と保険者等とのヒアリングの場としての「評価委員会部会」を通じて、事業評価・助言を行う。

また、委員が行った助言・評価の事業への反映状況や事業の進捗状況を把握し、より効果的な支援となるよう、委員と保険者等の意見交換を目的とした「フォローアップ研修会」を開催する。

(3) KDBシステムの活用促進の取組

KDBシステムの活用促進策として、保険者等からのニーズが高い受講対象者別・テーマ別（初任者向け・経験者向け、国保データ・後期データ）の端末操作研修を引き続き開催する。

また、県が実施主体である「糖尿病治療中断者・未治療者データ抽出」については、保険者努力支援制度のポイント獲得も考慮し、引き続き保険者等へ独自データを提供する。

「データ分析支援事業」については、保険者等からの申請に基づきKDBシステムを活用したデータを抽出・加工したうえで提供するとともに、幅広く活用が見込まれるデータに関しては、必要に応じて全保険者等へ提供する。

(4) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に対する支援

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」(以下「一体的実施」という。)に対する支援について、広域連合及び広域連合の委託を受けて事業を行う市町村を対象に「評価委員会」「評価委員会部会」を通じて助言・評価を行う。

また、広域連合と協働し、全ての市町村を対象に、一体的実施に係るノウハウの提供を目的とした有識者による講義や、市町村の好事例発表を中心とした研修会を開催する。

加えて、一体的実施へのKDBシステムを活用した支援策として、一体的実施の担当者向け端末操作研修の開催や、「データ分析支援事業」の一環として保険者等へ一体的実施に必要なかつ有用なデータを提供する。

(5) 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた取組

県が策定した国保運営方針に基づき、保険者が行う「特定健診受診率・特定保健指導実施率」の向上に向けた取組を支援するため、「特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業」を通じ、在宅保健師を派遣する「マンパワーによる支援」や本会が独自に作成した「受診勧奨マニュアル」の配付を行う。

加えて、1保険者3年までとしていた同事業の支援期間の制限を撤廃し、より多くの保険者に支援できる体制に見直す。

また、保険者が行う「糖尿病性腎症重症化予防」への支援策として、県と協働して「糖尿病性腎症重症化予防セミナー」を開催し、二次医療圏単位での郡市医師会・保健福祉事務所・市町村間における課題の共有や連携促進を支援する。

(6) 神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」における会員確保の取組

神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」は、高齢化等により会員数が減少傾向にあることから、引き続き、本会ホームページ及び機関誌を活用した会員募集記事の掲載や、保険者等を通じた会員募集に取り組む。

また、中堅保健師(若年層)の加入を促進・強化するため、県内保健師職に関する各種手続きを行っている県・保健福祉事務所に協力を要請し、より詳細な活動内容の周知や会員募集の働きかけを行う。

(7) 後発医薬品の使用促進を支援する取組

県が策定した国保運営方針に基づき、また保険者努力支援制度による市町村の実績評価につなげるための支援を行うため、国の指標値である後発医薬品使用の割合が 80%に達していない保険者を重点に、後発医薬品への切替による削減額の把握や被保険者に対する後発医薬品の品質、及び使用促進の意義等の周知に関する取組として、後発医薬品差額通知書の作成及び関連帳票の活用方法の説明など、市町村における使用促進の取組を引き続き支援する。

(8) 重複頻回受診者・多剤投与者に係る業務支援

被保険者の適正受診及び投薬に係る取組について、保険者努力支援制度の指標や項目が追加されたことから、県が策定した国保運営方針に基づき、県や関係機関等と連携し、KDB・国保総合システムより作成し提供している重複・頻回受診者及び重複・頻回・多剤投薬者データの具体的な活用方法について、更なる周知に努める。

10 新たな業務支援に向けた取組

(1) 流行初期医療確保措置への対応

令和4年12月に改正された感染症法に基づき、新興感染症の流行初期段階において適切な医療が確保されるための医療機関への「流行初期医療確保措置」（医療機関の診療報酬収入の月額が流行前の同じ月の額を下回った場合、その差額を補填する措置）が創設され、国保・後期高齢者医療分の支払業務を本会で行うこととなった。

実施主体である県やシステム開発を担う国保中央会と連携し、有事の際に当該業務が確実に進められるよう必要な体制を整備する。

11 経費削減の推進と財源確保の取組及び適正な会計事務の遂行

(1) 国庫補助要求に向けた要請活動とITコンサルタントの活用

厚生労働省及びデジタル庁の指導・監督のもとに実施される国保中央会が開発する全国標準システムのクラウド化や、審査支払機能に関する改革工程表に基づき開発される「共同化システム」において必要となる経費については、国の責任において必要な財政措

置を講じるよう国保中央会や全国の国保連合会と足並みを揃え要請活動を実施するとともに、中長期的な運用経費の見通しなどについて、保険者等に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努める。

また、本会が独自に関発するシステムについては、ITコンサルタント等専門家による見積精査（見積書の評価）等を通じて、引き続きコスト削減に努める。

（２） 予算執行体制の厳格化と透明性の確保

本会会計における予算執行体制の厳格化及び透明性を確保するため、本会監事監査規則に則り、税理士による例月検査を通じて、事業の実施状況及び前月の出納状況の検査を毎月行うとともに、年２回の定例検査並びに本会監事による決算審査等を年３回実施し、適正で透明な会計事務の遂行に努める。

また、令和６年４月１日施行の法人税法施行令の一部改正を踏まえ、引き続き実費弁償による適正な財政運営の遂行に努める。

（３） ペーパーレス化の取組の推進

業務の効率化と経費削減を目的としたペーパーレス化の取組を引き続き推進する。

具体的には、現在紙媒体により保管している各種保存文書を電子データとして保存・管理する方法のほか、電子決裁の導入や休暇管理簿のデータ処理への見直しについても検討を進めるとともに、実施可能なものから順次対応する。

12 人材育成と効率的かつ安定した事業基盤の整備

（１） 「人材育成基本方針」の策定

審査支払業務改革やデジタル化の推進への取組など、本会を取り巻く環境が大きく変化する中、柔軟かつ弾力的に対応できる組織としての体質強化が重要であること踏まえ、本会職員の更なるスキルアップと組織全体のレベルアップを目的とした「人材育成基本方針」を策定する。

（２） 職員の適正な配置と定年制度の適正な運用

職員の適正な配置・定数管理を推進するために策定した「第２次年度別職員配置（増減員）計画」に基づき、新規採用職員を計画的に確保するとともに適正な職員定数の管理に努める。

また、複雑高度化する業務に迅速・的確に対応するため、知識や経験等が豊富な高齢期職員を最大限活用しつつ、若手・中堅職員

の昇進機会を確保し、組織全体の活力が維持されるよう、定年引上げ制度を適正に運用する。

(3) 本会館の老朽化対策

建設後 24 年を経過した本会が所有・管理する「国保会館」の老朽化対策として、とりわけ既に耐用年数を迎えている全熱交換器等の機器交換工事については、本会業務を通常通り行いながら実施することになることから、工事期間がおおむね「1 年以上」必要となるため、安全に万全を期したうえで、業務に支障が生じないように、計画的に当該工事を実施する。

13 情報セキュリティ対策と危機管理対策の推進

(1) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策については、引き続き国際規格に準拠した I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の体制の下で、規格「J I S Q 27001:2023（I S O / I E C 27001:2022）」における管理策や要求事項の浸透・定着を図るとともに、本会職員の更なるセキュリティ意識の向上に取り組む。

また、個人情報の取扱いについては、I SMS に基づきセキュリティ事故の防止対策を徹底するなど、引き続き適切な情報管理に努める。

(2) 危機管理対策の推進

業務継続計画（BCP）の一環として、関東甲信静地区内（1 都 9 県）の国保連合会で毎年実施している「災害時広域支援協定」に基づく情報連携訓練等を通じて、災害発生時の連携体制を確認するとともに、災害時においても各種審査支払業務を継続するため、業務継続計画（BCP）について必要に応じて見直すなど、その実効性が担保されるよう取り組む。

また、業務継続計画（BCP）で定める「災害時の地域貢献」を踏まえ、備蓄する食料その他の物資について、確保すべき数量や調達方法、保存場所などの具体的な対策を検討する。

Ⅱ 事業内容

事業内容

1 診療報酬等（国保、後期高齢者医療、公費負担医療）審査支払業務の円滑な遂行

（1）審査支払業務

ア 国保総合システム（審査支払系）・後期高齢者医療請求支払システムの安定的な運用	随 時
イ 審査支払事務の効率化の推進	随 時
ウ 審査支援システムによる審査共助の推進	随 時
エ 診療報酬等オンライン請求システムの円滑な運用	随 時
オ 療養費の適正な審査と正確な支払業務の遂行	随 時
カ 審査結果照会システムを活用した審査事務共助の充実	随 時
キ 審査委員と審査担当職員の情報共有及び連携の強化	随 時

（2）審査委員会等の開催

ア・診療報酬審査委員会	12 回
・診療報酬再審査部会	12 回
・診療報酬審査専門部会	12 回
・診療報酬審査運営委員会	1 回
イ 柔道整復施術療養費審査委員会	12 回
ウ 療養費審査委員会	12 回
エ 常務処理審査委員会	12 回

（3）レセプト点検事務の支援

随 時

（4）療養費に関する保険者支援

ア 療養費適正化関係業務	毎 月
イ 海外療養費不正請求対策に関する業務	随 時

（5）診療報酬支払資金の融資

随 時

(6) 各種打合せ会議等

ア 公費負担医療に関する事務打合せ会議	随 時
イ 医療関係団体との打合せ会議	随 時
ウ 県医師会・支払基金・国保連合会連絡会議	随 時
エ 神奈川県診療報酬適正化連絡協議会	1 回
オ 療養費事務担当国会議	1 回

2 共同処理事業の効率的・効果的な推進

(1) 国保総合システム（保険者サービス系）の安定的な運用	随 時
(2) 国保情報集約システムの安定的な運用	随 時
(3) 特定健診・特定保健指導の支払業務の円滑な運営	毎 月
(4) 出産育児一時金の直接支払業務の円滑な運営	毎 月
(5) 第三者行為求償事業の適切かつ効果的な運営	随 時
(6) 保険者事務電算共同処理委員会の開催	3 回
(7) 医療費分析資料の作成（医療費の動向、診療報酬確定額・諸率等）	随 時
(8) 医療費通知書及びジェネリック医薬費に関するお知らせ（はがき）の作成	随 時
(9) 保険者事務処理支援業務	随 時
(10) 風しん対策に係る請求支払業務の円滑な実施	1 回

3 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護給付費等審査支払業務	毎 月
(2) 介護給付費等審査委員会の開催	12 回
(3) 会議の開催	
ア 介護保険事務処理委員会	3 回
イ 各種打合せ会議	随 時

(4)	介護サービスの苦情処理等	
	ア 介護サービス苦情処理委員会の開催	毎 週
	イ 介護サービスの苦情相談等	随 時
(5)	保険者事務共同処理事業	毎 月
(6)	保険者支援業務	随 時
(7)	保険料等の特別徴収に係る経由業務（国保・介護保険・後期高齢者医療）	毎 月
(8)	要介護認定等情報経由業務（介護保険）	毎 月
4	障害者総合支援に係る事業の円滑な運営	
(1)	障害介護給付費等に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(2)	障害児給付費に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(3)	地域生活支援事業に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(4)	県・市町村単独事業に係るサービスの審査支払業務	毎 月
(5)	障害介護給付費等・障害児給付費に係るサービスの過誤精算業務	毎 月
(6)	各種打合せ会議等	
	ア 障害福祉主管課長会議	随 時
	イ かながわ自立支援給付費等支払システム委員会	随 時
	ウ 制度改正及びシステム機能改善に関する説明会	随 時
5	神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療事務に対する支援	
(1)	後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定的な運用	随 時
(2)	給付関連入力処理等業務及び医療費適正化関係業務	毎 月
6	保険者等が行う保健事業に対する支援等	
(1)	保健事業推進協議会	1 回

(2)	「保険者等を支援する各種保健事業」担当者会議の開催	1	回
(3)	神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」による保険者支援事業等		
	ア 健康まつり事業等支援事業	随	時
	イ 特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業	随	時
	ウ 予防・健康づくり支援事業	随	時
	エ 保健指導の充実支援事業	随	時
(4)	データ分析等支援事業		
	ア データの提供・分析作業支援	随	時
	イ データ分析、データ活用研修会等にかかる講師（連合会職員等）の派遣	随	時
	ウ その他データ提供（連合会独自作成データ提供）	随	時
(5)	特定健診等データ管理システムの円滑な運用	毎	月
(6)	健康測定機器等の貸出	随	時
(7)	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業（保健事業支援・評価委員会の運営）	随	時
(8)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る支援	随	時
(9)	国保データベース（KDB）システムの円滑な運用	毎	月
7	国保・介護保険・後期高齢者医療を支える各種事業		
(1)	国保振興・調査研究		
	ア 国保制度改善に関する運動及び陳情	1	回
	イ 国保診療施設運営連絡協議会の開催	1	回
(2)	広報事業等		
	ア 広報委員会の開催	3	回
	イ 機関誌「神奈川のこくほ・かいご」の発刊	4	回
	ウ 国保情報紙の配布		
	・「国保新聞」	月	3回

・週刊「国保情報」	毎 週
エ 国保・介護事業PR及び印刷物の作成・配布	
・マスメディアを活用したCM	随 時
・健康まつり等支援ポケットティッシュ	1 回
・健康づくりパンフレット（既製品の配布）	1 回
・保険料（税）収納率向上PRポスター	1 回
・被保険者証関連PRポスター	1 回
・特定健診受診率向上PRポスター	1 回
・介護保険制度PRリーフレット	1 回
・特定健診受診率向上PRウェットティッシュ	1 回
オ 参考図書の斡旋等	随 時
（３） 国民健康保険料（税）徴収アドバイザー派遣事業（神奈川県と共同実施）	随 時
（４） 常勤医師等による保険者２次点検に係る巡回相談業務	随 時
（５） 療養費代理受領による保険者間調整に係る保険者巡回相談業務	随 時
（６） 第三者行為求償事務に係る保険者巡回相談業務	随 時
（７） 介護給付適正化業務に係る保険者巡回相談業務	随 時
（８） 各種研修	
ア 職員の研修	
・職員の資質向上に向けた研修	随 時
・情報セキュリティ対策（ＩＳＭＳ）の教育・訓練に関する研修	随 時
・個人情報保護に関する研修	随 時
・特定個人情報に関する研修	随 時
・審査担当職員の事務共助知識力向上のための研修	随 時
イ 診療報酬審査委員の研修	随 時
ウ 保険者事務職員の研修	

・保険者レセプト点検担当者研修会	1	回
・第三者行為求償事務研修会	2	回
・保険料（税）収納率向上対策支援研修（神奈川県と共同実施）	3	回
・国保データベース（KDB）システムの操作等研修会・活用研修会	随	時
・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業に関する説明会・研修会	随	時
・糖尿病性腎症重症化予防セミナー	1	回
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会	1	回
・国保総合システムに係る実務担当者説明会	1	回
・国保総合システム（保険者サービス系）に係る保険者別研修	随	時
・国保情報集約システムに係る市町村別研修	随	時
・国保情報集約システムに係る実務担当者説明会	1	回
・各種システム変更に伴う研修会	随	時
エ 介護保険者事務職員の研修		
・保険者事務担当者（初任者）研修会	1	回
・介護給付適正化に関する研修会	1	回
・介護サービス苦情処理に関する研修会	1	回
オ 介護事業者の研修		
・新規事業者請求事務・介護サービス苦情相談業務に関する研修会	14	回
カ 市町村保健師・在宅保健師の研修		
・市町村保健師研修会	1	回
・在宅保健師研修会	2	回
・市町村等保健師専門研修（保健指導スキルアップセミナー）への参加	1	回
キ 国保運営協議会会長等の研修	1	回
ク 診療施設部会の研修	1	回

(9) 情報セキュリティ対策（I SMS）の推進と特定個人情報の適切な運用

ア 情報セキュリティ管理体制等における諸会議	随 時
イ マネジメントレビューの実施	1 回
ウ 事業継続計画の見直し・検証	随 時
エ 内部監査の実施	1 回
オ 外部審査（再認証審査）の実施（受審）	1 回
カ マイナンバー制度の適切な運用	随 時

8 各種会議の開催

(1) 総会

ア 臨時総会	随 時
イ 通常総会	2 回

(2) 理事会

4 回

(3) 運営協議会

3 回

(4) 部会

ア 都市部会	2 回
イ 町村部会	2 回
ウ 組合部会	2 回
エ 診療施設部会	2 回
オ 介護保険部会	1 回

9 業務の見直しの推進及び公正な執行の確保

(1) 業務の見直し・効率化の推進

ア 適正な業務体制及び業務の見直し・効率化の推進	随 時
イ 経費節減の推進	随 時

ウ	接遇向上の取組	随 時
エ	財務諸表の分析	随 時
(2)	公正な執行の確保	
ア	例月検査の実施	毎 月
イ	定例検査の実施	2 回
ウ	決算審査等の実施	3 回
10	各種会議等への参加	
(1)	神奈川県都市国民健康保険連絡協議会	随 時
(2)	湘南地区都市国民健康保険事業連絡協議会総会	1 回
(3)	県央都市国保連絡協議会総会	1 回
(4)	神奈川県関係	
ア	国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等会議	2 回
イ	国民健康保険協議会	随 時
ウ	国民健康保険協議会専門部会	随 時
エ	後期高齢者医療制度協議会	随 時
(5)	厚生労働省及び国民健康保険中央会関係	
ア	国保制度改善強化全国大会	1 回
イ	全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会	4 回
ウ	全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議	1 回
エ	社会保険指導者講習会	2 回
オ	全国国保運営協議会会長等連絡協議会	1 回
カ	全国国保地域医療学会	1 回
キ	全国国保連合会総合調整会議	随 時
ク	国民健康保険中央会システム委員会	随 時

ケ	国民健康保険中央会審査支払業務検討委員会	随	時
コ	その他各種会議及び研修会	随	時
(6)	関東甲信静地区国保振興協議会関係		
ア	国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会	随	時
イ	国保診療施設協議会	1	回
ウ	調査研究部会	随	時
エ	その他各種会議及び研修会	随	時
(7)	後期高齢者医療制度関係		
ア	神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会幹事会	3	回
イ	その他各種会議及び研修会	随	時